

平成25年二級建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

- この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
- この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
- この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 問題は、全て五枝択一式です。
- 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
- 解答に当たり、適用すべき法令については、平成25年1月1日現在において施行されているものとします。
- 解答に当たり、地方公共団体の条例については、考慮しないことにします。
- この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 建築物とその設計者との組合せとして、**最も不適當なもの**は、次のうちどれか。

1. 日本銀行本店(1896年) ————— ジョサイア・コンドル
2. 旧赤坂離宮(迎賓館)(1909年) ————— 片山東熊
3. 旧帝国ホテル(1922年) ————— フランク・ロイド・ライト
4. 神奈川県立近代美術館(1951年) ————— 坂倉準三
5. 国立西洋美術館本館(1959年) ————— ル・コルビュジエ

〔No. 2〕 歴史的な建築物とその様式に関する次の記述のうち、**最も不適當なもの**はどれか。

1. パルテノン神殿(アテネ)は、ドリス式のオーダーによる周柱式とイオニア式のオーダーを用いたギリシア建築である。
2. コロッセウム(ローマ)は、ローマ市内に残る古代最大の円形闘技場であり、ドリス式、イオニア式及びコリント式のオーダーを用いたローマ建築である。
3. サン・ピエトロ大聖堂(ヴァチカン)は、巨大なドームや列柱廊を用いたビザンチン建築である。
4. ピサ大聖堂(ピサ)は、ラテン十字形のプランをもち、交差部に楕円形のドームを架けたロマネスク建築である。
5. ノートルダム大聖堂(パリ)は、側廊の控壁をつなぐフライングバットレスや双塔形式の正面を特徴とした初期ゴシック建築である。

〔No. 3〕 建築環境工学に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 日照率は、可照時間に対する日照時間の割合である。
2. 大気放射は、日射のうち、大気により吸収、散乱される部分を除き、地表面に直接到達する日射のことである。
3. NC値は、室内騒音を評価する指標の一つである。
4. 対流熱伝達は、壁面などの固体表面とそれに接している空気との間に生じる熱移動現象のことである。
5. クロ(clo)値は、衣服の断熱性を表す指標であり、人の温冷感に影響する要素の一つである。

〔No. 4〕 換気に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 居室の必要換気量は、一般に、室内の二酸化炭素濃度を基準にして算出する。
2. 温度差換気において、外気温度が室内温度よりも高い場合、中性帯よりも下方から外気が流入する。
3. 室容積 80 m^3 の居室の換気量が $240 \text{ m}^3/\text{h}$ の場合、この居室の換気回数は 3 回/h である。
4. 第2種換気設備は、室内を正圧に保持できるので、室内への汚染空気の流入を防ぐことができる。
5. 便所や浴室において、その周囲へ汚染空気が流出しないよう排気機を用いた換気とする。

〔No. 5〕 冬期の住宅における外気に面した窓ガラスの室内側の表面結露防止対策に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ガラスを断熱性能の高いものに交換する。
2. 窓面のカーテンを閉める。
3. 放熱器を窓の下に設置する。
4. 換気を行う。
5. 雨戸を閉める。

[No. 6] イ～ホの条件に示す室の熱損失係数の値として、正しいものは、次のうちどれか。ただし、床面の熱損失は無視できるものとする。

条件

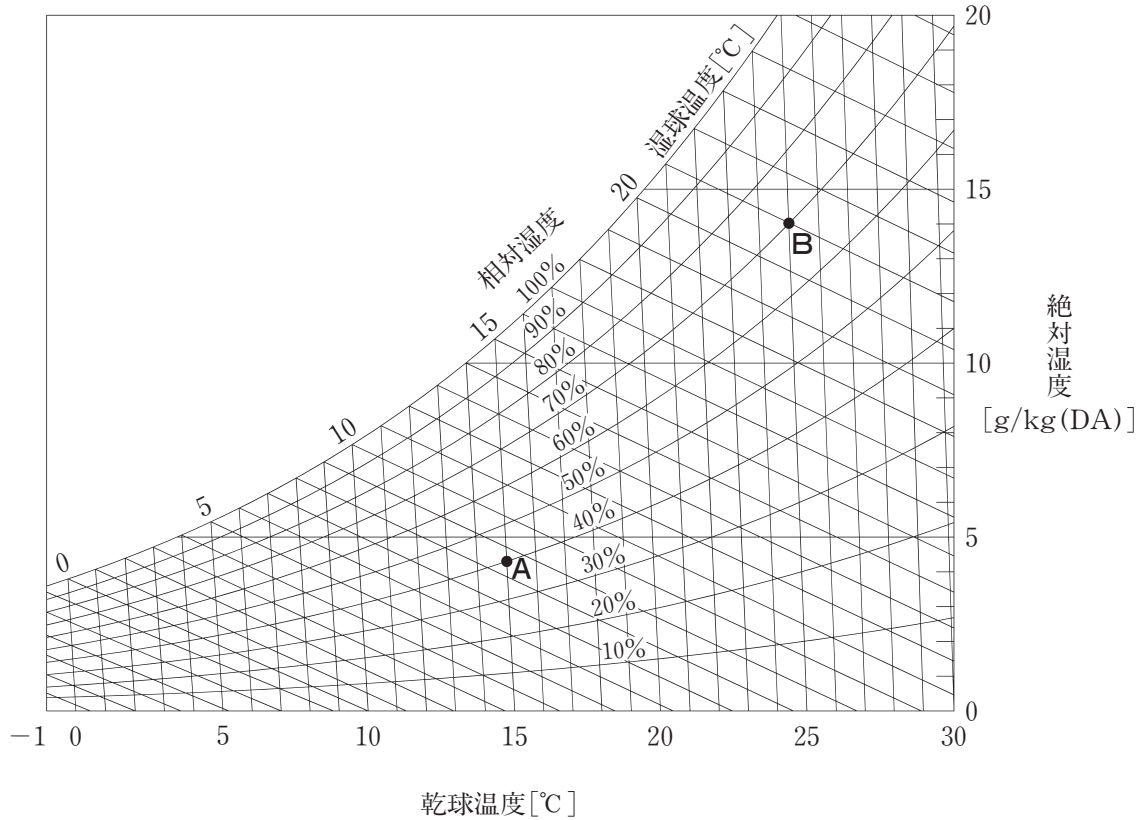
- イ. 床面積 : 20 m²
- ロ. 屋根(天井) : 面積 20 m²、熱貫流率 0.1 W/(m²・K)
- ハ. 外壁(窓を除く) : 面積 50 m²、熱貫流率 0.2 W/(m²・K)
- ニ. 窓 : 面積 4 m²、熱貫流率 2.0 W/(m²・K)
- ホ. 室内外温度差 1℃ 当たりの換気による熱損失 : 20.0 W/K

1. 1.0 W/(m²・K)
2. 1.5 W/(m²・K)
3. 2.0 W/(m²・K)
4. 2.5 W/(m²・K)
5. 3.0 W/(m²・K)

[No. 7] 日照・日射・採光に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 我が国において、経度及び緯度の異なる地点であっても、冬至の日と夏至の日における南中時の太陽高度の差は等しく、約 47 度である。
2. 窓の日射遮蔽係数は、その値が大きいほど日射の遮蔽効果は小さい。
3. 北緯 35 度の地点において、夏至の日における南中時の太陽高度は、約 80 度である。
4. 全天空照度が変化しても、室内におけるある点の昼光率は変化しない。
5. 天空日射量は、一般に、大気透過率が高いほど大きい。

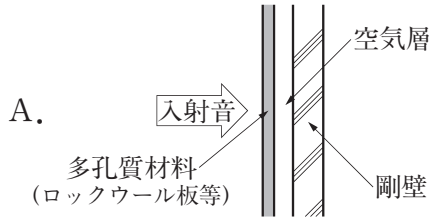
[No. 8] 図に示す湿り空気線図中のA点(乾球温度 15℃、相対湿度 40%)の状態にある湿り空気及びB点(乾球温度 25℃、相対湿度 70%)の状態にある湿り空気に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。



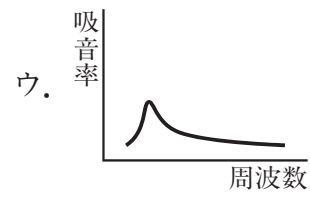
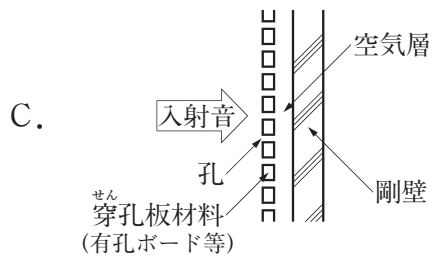
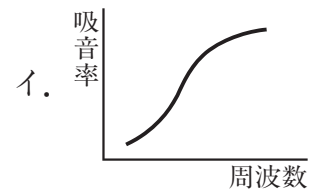
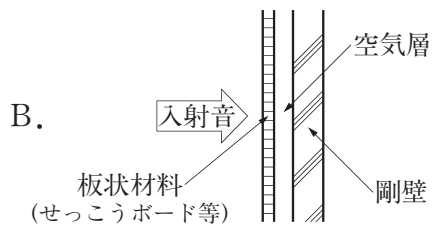
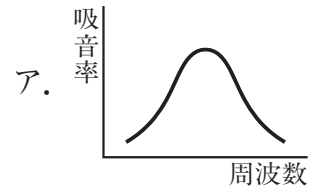
1. B点の空気を、乾球温度 14℃まで冷却した後、乾球温度 22℃まで加熱すると、相対湿度は約 60%になる。
2. A点の空気に含まれる水蒸気量は、同じ量の「乾球温度 20℃、湿球温度 15℃」の空気に含まれる水蒸気量より少ない。
3. B点の空気を、A点の空気の状態にするには、冷却と同時に乾燥空気 1 kg 当たり約 10 g の減湿が必要である。
4. B点の空気が表面温度 16℃の窓ガラスに触れると、窓ガラスの表面で結露する。
5. A点の空気とB点の空気とを同じ量だけ混合すると、「乾球温度 20℃、相対湿度 55%」の空気となる。

[No. 9] 図のような入射音がある壁の断面構成A～Cとその吸音特性ア～ウとの組合せとして、最も適当なものは、次のうちどれか。

[壁の断面構成]



[吸音特性]



	A	B	C
1.	ア	ウ	イ
2.	イ	ア	ウ
3.	イ	ウ	ア
4.	ウ	ア	イ
5.	ウ	イ	ア

〔N o. 10〕 屋外気候に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ヒートアイランド現象は、都市における大量の二酸化炭素の発生によって、都心の気温が郊外の気温よりも高くなる現象である。
2. 快晴日における海岸地方の風は、日中は海から陸へ、夜間は陸から海へ吹く傾向がある。
3. 大気外日射量は季節によって変動し、その年間平均値は約 $1,370 \text{ W/m}^2$ であり、太陽定数と呼ばれる。
4. 快晴日における屋外の相対湿度は、一般に、1日のうちで、夜間は高く、日中は低くなる。
5. 深さ $10\sim 100 \text{ m}$ の地中温度は、一般に、その地域の年平均気温よりわずかに高く、年間を通じて安定している。

〔N o. 11〕 住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 洋服ダンス(幅 $2,400 \text{ mm}$ 、奥行 600 mm)、シングルベッド2台、ナイトテーブル2台及び化粧台がある夫婦の寝室の広さを、内法面積で 15 m^2 とした。
2. ユーティリティに立位で使用するアイロン台を設け、その高さを 850 mm とした。
3. 食器棚(幅 $1,800 \text{ mm}$ 、奥行 450 mm)と6人掛けの食卓があるダイニングの広さを、内法面積で 13 m^2 とした。
4. 和室の計画において、本勝手のしつらえとして、幅 $1,820 \text{ mm}$ (一間)の床の間の正面に向かって右に同寸法の床脇を設け、左側面には奥行 360 mm の書院を計画した。
5. 車椅子使用者が利用する洋式便所の広さを、介助スペースを考慮して、内法寸法で幅 $1,000 \text{ mm}$ 、奥行 $1,500 \text{ mm}$ とした。

〔N o. 12〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 階段室型や集中型は、一般に、各住戸のプライバシーが確保しやすい。
2. 片廊下型やツインコリドール型は、一般に、共用廊下の面積が大きくなりやすい。
3. 階段室型や集中型は、一般に、階段又はエレベーターから各住戸への動線を短くできる。
4. 中廊下型やツインコリドール型は、一般に、住棟を南北軸に配置することが多い。
5. 集中型やスキップフロア型は、一般に、各住戸の居住性を均質にしやすい。

〔N o. 13〕 事務所ビルの計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. フリーアドレス方式は、事務室に固定した個人専用の座席を設けず、在籍者が座席を共用し、事務室空間を効率的に利用する方式である。
2. オープンコアは、コアを平面の中央部全体に配置した形式であり、基準階の床面積が小さい事務所ビルに適している。
3. レンタブル比は、貸事務所ビルの収益性に関する指標の一つであり、延べ面積に対する収益部分の床面積の合計の割合である。
4. モデューラーコーディネーションは、柱間や間仕切、窓などの位置を基準寸法により決定することである。
5. スタッグ式は、コミュニケーションとプライバシーの双方を必要とする業務に適した机配置である。

〔N o. 14〕 文化施設の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 美術館において、展示室の床面積の合計を、延べ面積の40%程度となるように計画した。
2. オペラ劇場において、可視限界距離を考慮して、最後部の客席から舞台の中心までの視距離を35mとして計画した。
3. 映画館において、客席部分の1人当たりの床面積を、通路を含めて 0.7m^2 として計画した。
4. 劇場において、舞台の床下の空間に、回り舞台やせりなどの機械設備が設置される奈落を計画した。
5. コンサートホールにおいて、演奏者と聴衆との一体感を得ることを意図して、客席が演奏者を取り囲むシューボックス型の空間形式を採用した。

〔N o. 15〕 次の医療・福祉施設と用語との組合せのうち、**最も関係の少ない**ものはどれか。

1. 社会福祉施設 ————— デイルーム
2. 病院 ————— スタッフステーション
3. 高齢者福祉施設 ————— 機能訓練室
4. 診療所 ————— レファレンスルーム
5. 障害者福祉施設 ————— 授産(作業)室

〔N o . 16〕 建築物の各部の寸法及び床面積に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 一般の病室において、4床室の内法寸法を、幅6 m、奥行5.4 mとした。
2. 保育所において、4歳児を対象とした定員20人の保育室の床面積を44 m²とした。
3. 特別養護老人ホームにおいて、定員4人の入居者専用居室の床面積を48 m²とした。
4. 車椅子使用者の利用する高低差1 mの屋外傾斜路において、勾配を $\frac{1}{15}$ とし、その中間に踏幅2 mの踊場を設けた。
5. 自走式の地下駐車場にある高低差4 mの自動車専用傾斜路において、傾斜路の始まりから終わりまでの水平距離を20 mとした。

〔N o . 17〕 窓又は扉等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 一戸建住宅の車庫において、防犯と採光のため、グリルシャッターを設けた。
2. 小学校において、出入口をガラス張りにするに当たって、安全性を考慮して、強化ガラスを用いた。
3. 集合住宅において、共用廊下の通行の妨げとならないように、各住戸の玄関前にアルコーブを設けて、玄関扉を外開きとした。
4. 一戸建住宅において、一方を片引き、他方をはめ殺しとした外窓の場合、雨仕舞を考慮して、片引き部分を屋内側に設けた。
5. 飲食店において、客用の出入口を、タッチスイッチ式の自動ドアとした。

〔N o . 18〕 高齢者や身体障がい者等に配慮した建築物の各部寸法等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 廊下の手摺は、直径を35 mmとし、手摺と壁面とのあき寸法を40 mmとした。
2. 階段の手摺の端部は、上下階で水平に300 mm延ばし、壁面側に曲げた。
3. 洋式便所の手摺の直径は、横型手摺に比べて、縦型手摺を細くした。
4. エレベーターかご内の車椅子使用者用操作盤の位置は、床面から操作盤中心までの高さを1,300 mmとした。
5. 車椅子使用者に配慮し、記帳などを行う受付カウンターの上端の高さを、床面から720 mmとした。

〔No. 19〕 建築設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 室指数は、照明率を求める際に用いられる指数であり、室の間口・奥行、作業面から光源までの距離によって求められる。
2. バキュームブレーカは、吐水した水又は使用した水が、逆サイホン作用により給水管に逆流することを防止するために設けられる。
3. 成績係数は、熱源機器のエネルギー効率を表す数値であり、その数値が小さいほど効率がよい。
4. アスペクト比は、長方形ダクトの断面の長辺と短辺の比であり、4以下とすることが望ましい。
5. 大便器の洗浄方式におけるフラッシュバルブ方式は、連続して使用できるので、多人数が使用する公共建築物などに適している。

〔No. 20〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 定風量単一ダクト方式は、熱負荷特性の異なる部屋におけるそれぞれの負荷変動に対応することができない。
2. ファンコイルユニットと定風量単一ダクトとを併用した方式は、定風量単一ダクト方式に比べて、必要とするダクトスペースを小さくすることができる。
3. 空気熱源ヒートポンプ方式のルームエアコンの暖房能力は、一般に、外気の温度が低くなるほど低下する。
4. 変風量単一ダクト方式は、低負荷時においては、必要換気量の確保と、空気清浄度の維持が困難な場合がある。
5. 冷却塔の冷却効果は、主として、「冷却水に接触する空気の温度」と「冷却水の温度」との差によって得られる。

〔N o. 21〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. クロスコネクションは、飲料水の給水・給湯システムとその他のシステムとが、配管・装置により直接接続されることをいう。
2. 給水設備における高置水槽方式の高置水槽は、建築物内で最も高い位置にある水栓、器具等の必要水圧が確保できるような高さに設置する。
3. 大便器の洗浄方式において、洗落とし式は、サイホン式に比べて、溜水面が広く封水深が大きいため、汚物が水中に没入し、臭気の発散・汚物の付着が少ない。
4. サーモスタット湯水混合水栓は、2ハンドル湯水混合水栓に比べて、適温調整中の無駄な湯水の削減が可能であり、節水に有効である。
5. 潜熱回収型ガス給湯器は、燃焼排気ガスに含まれる排熱を回収して、有効なエネルギーとして利用することが可能である。

〔N o. 22〕 排水設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 排水管内の圧力変動が大きい場合は、排水トラップを直列に二重に設ける。
2. Sトラップは、Pトラップに比べて、自己サイホン作用による破封を起こしやすい。
3. 敷地内の雨水ますには、雨水に含まれる泥が下水道に流れ込まないように、底部に泥だめを設ける。
4. 通気管の大気開口部は、窓・換気口等の開口部付近に設ける場合、当該開口部の上端から60 cm以上立ち上げるか、又は当該開口部から水平に3 m以上離す。
5. 排水横枝管接続部に特殊継手排水システムを用いることにより、通気管を伸頂通気管のみとすることができる。

〔N o. 23〕 照明設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 執務空間の照明計画は、作業面の照度だけでなく、グレアも考慮する必要がある。
2. 光束法によって全般照明の照明計画を行う場合、設置直後の照度は、設計照度以上となる。
3. LEDランプは、白熱電球や蛍光灯と比べて、熱放射が少なく、寿命が長い。
4. 色温度の高い光源の照明器具を用いた場合、一般に、暖かみのある雰囲気となる。
5. 昼光利用制御は、設計照度を得るために、室内に入る自然光に応じて、照明器具を調光する方式である。

〔No. 24〕 防災・消防設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 非常用エレベーターは、火災時における館内人員の避難に使用することを主目的として設置される。
2. 屋内消火栓設備は、主に火災初期段階に用いられ、手動操作により放水する設備である。
3. 水噴霧消火設備は、油火災に対して有効である。
4. 不活性ガス消火設備は、電気室、発電機室、コンピューター室等の電気火災に対して有効である。
5. 自動火災報知設備の定温式感知器は、周囲の温度が一定の温度以上になったときに作動する。

〔No. 25〕 環境に配慮した建築設備計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 我が国において、太陽光発電システムの年間発電量が大きくなるのは、一般に、方位は真南、設置傾斜角度は30度程度で太陽電池パネルを設置した場合である。
2. デシカント空調は、従来の冷却除湿方式の空調に比べて、潜熱のみを効率よく除去することができる。
3. Low-Eガラスを使用した複層ガラスにおいて、一般に、屋外側よりも屋内側にLow-Eガラスを用いたほうが、暖房時の断熱性が高い。
4. タスク・アンビエント照明方式は、一般に、全般照明方式に比べて、室内の冷房負荷が大きくなる。
5. 屋上緑化を導入する場合、一般に、葉表面からの水分の蒸発散が大きい植物を選んだほうが、冷房負荷の低減が期待できる。

学科II（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 構造上重要でない間仕切壁は、「主要構造部」ではない。
2. 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。
3. 避難上有効なバルコニーがある階は、「避難階」である。
4. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{2}$ のものは、「地階」である。
5. 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。

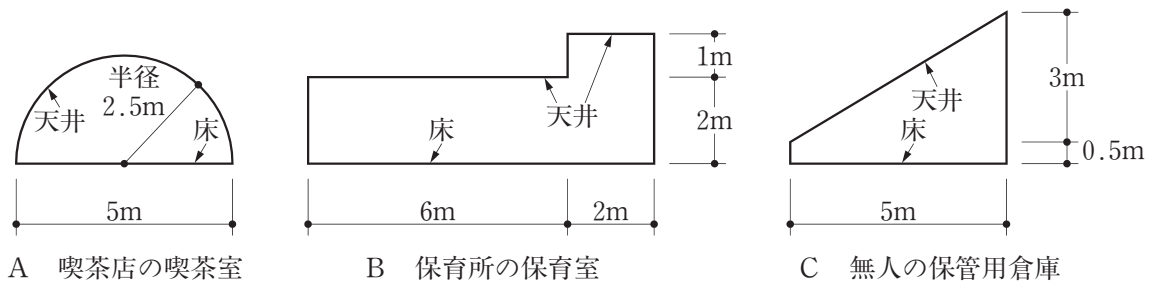
〔No. 2〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)に対して、当該工事の施工の停止を命じることができる。
2. 建築物の除却の工事を施工する者は、延べ面積 100 m²の建築物について、当該除却の工事に係る部分の床面積の合計が 10 m²である場合、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。
3. 建築主事又は指定確認検査機関は、防火地域又は準防火地域内における一戸建住宅の新築に係る確認をする場合においては、当該確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長の同意を得なければならない。
4. 指定確認検査機関は、建築物に関する完了検査の引受けを工事完了日の前に行ったときは、当該検査の引受けを行った日から7日以内に、当該検査をしなければならない。
5. 特定行政庁は、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事又は指定確認検査機関が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを、特定工程として指定することができる。

[No. 3] 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。

1. 鉄骨造平家建、延べ面積 100 m²の遊技場の大規模の様替
2. 鉄骨造平家建、延べ面積 300 m²のゴルフ練習場からバッティング練習場への用途の変更
3. 鉄骨造 2 階建、延べ面積 300 m²の工場における鉄骨造、床面積 10 m²の倉庫の増築
4. 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積 100 m²の自動車修理工場の新築
5. 鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ面積 90 m²の一戸建住宅の大規模の修繕

[No. 4] 張り間方向に図のような断面(けた行方向には同一とする。)を有する A～C の各室の天井の高さについて、建築基準法の規定への適合・不適合の組合せとして、**正しい**ものは、次のうちどれか。



	A	B	C
1.	適合	適合	不適合
2.	適合	不適合	適合
3.	適合	不適合	不適合
4.	不適合	適合	適合
5.	不適合	不適合	適合

〔N o . 5 〕 木造 2 階建、延べ面積 140 m²の一戸建住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとし、火を使用する器具は、「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではないものとする。

1. 発熱量の合計が 7 kW の火を使用する器具のみを設けた洗面所には、換気上有効な開口部を設けたので、その他の換気設備を設けなかった。
2. 1 階の居室の床下をコンクリートで覆ったので、床の直下の地面からその床の上面までの高さを 20 cm とした。
3. 下水道法第 2 条第八号に規定する処理区域内であったので、便所については、水洗便所とし、その污水管を下水道法第 2 条第三号に規定する公共下水道に連結した。
4. 階段に代わる高さ 1.1 m の傾斜路に、幅 10 cm の手すりを設けたので、当該傾斜路の幅の算定に当たっては、手すりの幅はないものとみなした。
5. 階段(直階段)のけあげの寸法を 23 cm、踏面の寸法を 15 cm とした。

〔N o . 6 〕 建築物の構造計算をする場合、構造耐力上主要な部分に用いる「建築材料等」、**「応力の種類」**及び「長期許容応力度に対する短期許容応力度の割合」の組合せとして、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。ただし、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

	建築材料等	応力の種類	長期許容応力度に対する短期許容応力度の割合
1.	木材 (繊維方向)	引張り	2.0 倍
2.	炭素鋼 (構造用鋼材)	引張り	1.5 倍
3.	コンクリート	圧縮	2.0 倍
4.	溶接継目ののど断面	引張り	1.5 倍
5.	高力ボルト摩擦接合部の 高力ボルトの軸断面	せん断	1.5 倍

〔No. 7〕 建築基準法上、建築物の新築に当たって、構造計算によりその構造が安全であることを、**確かめなくてもよいものは、次のうちどれか。**ただし、地階は設けないものとし、国土交通大臣が指定する建築物には該当しないものとする。

1. 木造平家建、延べ面積 1,000 m²、高さ 4 m の老人福祉施設
2. 補強コンクリートブロック造 2 階建、延べ面積 220 m²、高さ 6 m の長屋
3. 鉄骨造平家建、延べ面積 200 m²、高さ 9 m の倉庫
4. 鉄骨造平家建、延べ面積 250 m²、高さ 4 m の店舗
5. 鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ面積 180 m²、高さ 7 m の事務所

〔No. 8〕 荷重及び外力に関する次の記述のうち、**建築基準法上、誤っているものはどれか。**

1. 建築物に作用する荷重及び外力としては、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力のほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。
2. 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が 60 度を超える場合においては、零とすることができる。
3. 積雪荷重は、雪下ろしを行う慣習のある地方であっても、その地方における垂直積雪量が 1 m を超える場合には、垂直積雪量を減らして計算することができない。
4. 保有水平耐力計算により、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度を計算する場合、特定行政庁が指定する多雪区域においては、積雪荷重がある場合と積雪荷重がない場合とを考慮する。
5. 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算する。

[No. 9] 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、窓その他の開口部を有しない居室、並びに自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 地階に映画館(客席の床面積の合計 80 m²)が設けられた特殊建築物で、その用途に供する部分は、内装の制限を受けない。
2. 主要構造部を耐火構造とした学校は、その規模にかかわらず、内装の制限を受けない。
3. 自動車修理工場は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。
4. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物に設ける公衆浴場で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²のものは、内装の制限を受ける。
5. 内装の制限を受ける居室の天井の回り縁は、内装の制限の対象とはならない。

[No. 10] 有料老人ホーム(鉄筋コンクリート造 2 階建、各階の床面積 150 m²、高さ 6 m)の避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 片側にのみ居室のある共用の廊下の幅は、1.2 m以上としなければならない。
2. 避難階が 1 階で、2 階における有料老人ホームの主たる用途に供する居室の床面積の合計が 90 m²の場合には、2 階から 1 階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなくてもよい。
3. 建築基準法施行令第 116 条の 2 第 1 項第二号の規定に該当する窓その他の開口部を有しない居室がない場合には、排煙設備を設けなくてもよい。
4. 居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路で、採光上有効に直接外気に開放されたものには、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
5. 避難階が 1 階である場合、2 階には、非常用の進入口を設けなくてもよい。

[No. 11] 建築物の防火区画、防火壁、間仕切壁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 寄宿舍の用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
2. 2階建の建築物(各階の床面積が100 m²)で、1階が物品販売業を営む店舗、2階が事務所であるものは、物品販売業を営む店舗の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
3. 延べ面積が1,200 m²の旅館で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、床面積の合計1,000 m²以内ごとに防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画しなければならない。
4. 建築面積が400 m²の物品販売業を営む店舗の小屋組が木造である場合においては、原則として、けた行間隔12 m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
5. 主要構造部を準耐火構造とした3階建の事務所において、3階部分に事務室を有する場合は、原則として、1階から3階に通ずる階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

[No. 12] 次の2階建の建築物のうち、建築基準法上、**新築することができる**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内の延べ面積700 m²の老人福祉センター
2. 第二種低層住居専用地域内の延べ面積200 m²の喫茶店
3. 第一種中高層住居専用地域内の延べ面積500 m²の旅館
4. 第一種住居地域内の延べ面積100 m²の倉庫業を営む倉庫
5. 近隣商業地域内の延べ面積500 m²の日刊新聞の印刷所

[No. 13] 建築基準法上、用途地域の種類と関係なく定められているものは、次のうちどれか。

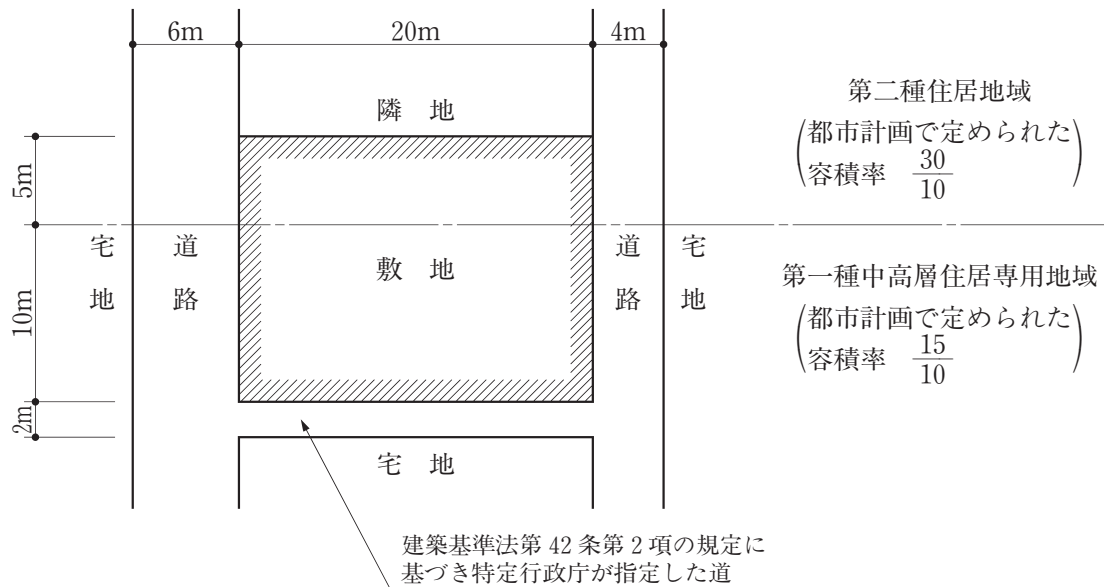
1. 工作物への準用における、自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積
2. 学校の建築の制限
3. 建築物の高さの限度(絶対高さ)
4. 建築物の屋根を造り、又はふく材料の制限
5. 居室の窓(開口部)の採光に有効な部分の面積の算定方法

[No. 14] 都市計画区域内のイ～ニの敷地について、建築基準法上、敷地と道路との関係で、建築物を**建築することができないもののみの組合せ**は、次のうちどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとする。

- イ. 幅員 12 m の市道沿いの幅 2 m の水路にのみ 4 m 接している敷地
- ロ. 建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に建築物が建ち並んでいる幅員 4 m 未満の私道で、特定行政庁の指定したものにのみ 3 m 接している敷地
- ハ. 建築基準法第 3 章の規定が適用された後に築造された幅員 4 m の農道にのみ 2 m 接している敷地
- ニ. 非常災害が発生した区域(防火地域以外の区域とする。)の内において、被災者が自ら使用する目的で、その災害が発生した日から 1 月以内にその工事に着手する延べ面積が 30 m² の応急仮設住宅の建築のため、幅員 6 m の村道にのみ 1.8 m 接している敷地

1. イとロ
2. イとハ
3. ロとハ
4. ロとニ
5. ハとニ

[No. 15] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の延べ面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。また、特定道路の影響はないものとし、建築物には、共同住宅、自動車車庫等の用途に供する部分及び地階はないものとする。

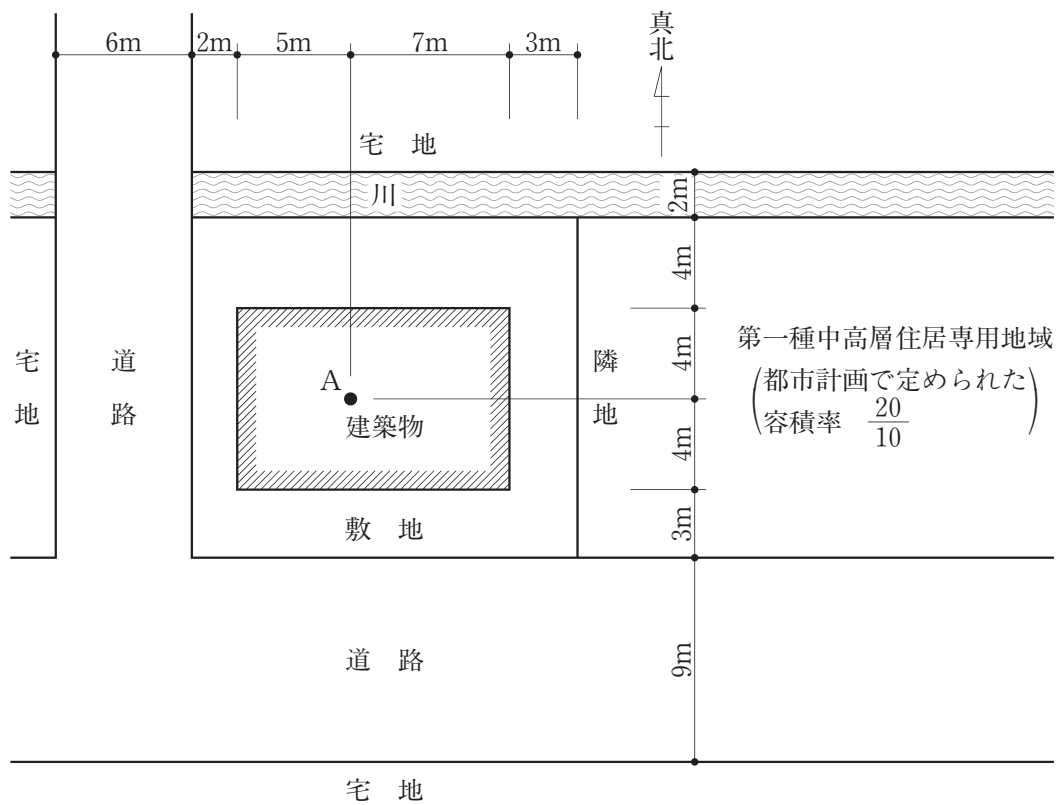


1. 420 m²
2. 510 m²
3. 540 m²
4. 570 m²
5. 600 m²

[No. 16] 都市計画区域内における建築物の延べ面積(容積率の算定の基礎となるもの)、容積率及び建ぺい率に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。ただし、用途地域及び防火地域以外の地域、地区等並びに特定行政庁の指定・許可等は考慮しないものとする。

1. 商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率の制限を受けない。
2. 敷地に接する道路の幅員によって、建築物の建ぺい率の制限が異なる。
3. 階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下の場合においては、その部分の床面積は、原則として、延べ面積には算入しない。
4. 用途地域の指定のない区域内の耐火建築物は、容積率の制限を受けない。
5. 共同住宅の屋上に設ける共用の倉庫の用に供する部分の床面積は、原則として、延べ面積には算入しない。

[No. 17] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間の高低差並びに門及び塀はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 16.25 m
2. 18.75 m
3. 20.00 m
4. 21.25 m
5. 22.50 m

[No. 18] 建築物の高さの制限又は日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているものはどれか**。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び地形の特殊性に関する特定行政庁の定め等は考慮しないものとする。

1. 建築物の敷地の前面道路に沿って塀(前面道路の路面の中心からの高さが1.3 mで、網状その他これに類する部分はないものとする。)が設けられている場合においては、前面道路の境界線から後退した建築物に対する道路高さ制限の緩和を適用することができない。
2. 建築物の敷地の地盤面が隣地(建築物があるものとする。)の地盤面より1.4 m低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、0.2 m高い位置にあるものとみなして、隣地高さ制限を適用する。
3. 用途地域の指定のない区域においては、地方公共団体の条例で指定する区域について、日影規制の対象区域とすることができるが、商業地域においては、日影規制の対象区域とすることができない。
4. 建築物の敷地が幅員10 mを超える道路に接する場合においては、当該道路の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5 mの線を敷地境界線とみなして、日影規制を適用する。
5. 商業地域内において、隣地高さ制限によりその高さが制限される建築物について天空率を適用する場合、天空率を算定する位置は、隣地境界線からの水平距離が16 mだけ外側の線上の位置とする。

[No. 19] 次の建築物のうち、建築基準法上、耐火建築物以外の建築物とすることができるものはどれか。ただし、地階はないものとし、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 準防火地域内の2階建、延べ面積400 m²の集会場(客席の床面積200 m²)
2. 準防火地域内の3階建、延べ面積250 m²の物品販売業を営む店舗
3. 準防火地域内の3階建、延べ面積300 m²の共同住宅
4. 防火地域内の2階建、延べ面積120 m²の事務所
5. 防火地域内の3階建、延べ面積90 m²の住宅

[No. 20] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 用途地域に関する都市計画の変更により、建築基準法第48条第1項から第13項(用途地域内の建築制限)の規定の適用を受けない既存の建築物は、政令で定める範囲内であれば増築することができる。
2. 工事を施工するために現場に設ける事務所は、建築基準法第20条(構造耐力)の規定が適用されない。
3. 特定行政庁により、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ、原則として、1年以内の期間を定めて、その建築が許可された仮設店舗などの仮設建築物は、建築基準法第48条(用途地域内の建築制限)の規定が適用されない。
4. 高さが5 mの広告塔は、建築基準法第37条(建築材料の品質)の規定が準用される。
5. 「簡易な構造の建築物に対する制限の緩和」の規定の適用を受ける建築物は、建築基準法第61条(防火地域内の建築物の制限)の規定が適用されない。

〔N o . 21〕 建築士事務所に所属し、建築に関する業務に従事する建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、正しいものはどれか。

1. 二級建築士は、鉄骨造 3 階建、延べ面積 150 m²、高さ 11 m、軒の高さ 9 m の事務所の新築に係る設計をしてはならない。
2. 二級建築士は、勤務先の名称に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
3. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該二級建築士の承諾を求めなければならない、承諾が得られなかったときは、その設計図書の一部を変更することができない。
4. 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書等で建築主事又は指定確認検査機関に報告しなければならない。
5. 二級建築士は、5 年ごとに、登録講習機関が行う所定の二級建築士定期講習を受けなければならない。

〔N o . 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の登録は、5 年間有効であり、その更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日までに登録申請書を提出しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後 3 月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する所定の事項を記載した帳簿等を備え付け、これを各事業年度末日の翌日から起算して 15 年間保存しなければならない。
4. 建築士事務所を専任の建築士が管理していない場合、その建築士事務所の登録は取り消される。
5. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績等を記載した書類等を、当該書類等を備え置いた日から起算して 3 年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

〔N o. 23〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 市町村が施行する土地区画整理事業の施行地区内において、事業計画の決定の公告後、換地処分があった旨の公告のある日までは、建築物の改築を行う場合には、「土地区画整理法」上、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
2. 飲食店は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、「特別特定建築物」に該当する。
3. 旅館において使用するカーテンは、「消防法」上、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。
4. 元請の建設業者が請け負った、木造2階建、延べ面積300㎡の共同住宅の新築工事の場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たとしても、「建設業法」上、一括して他人に請け負わせることができない。
5. 自ら所有する不動産の賃貸及び管理をする行為は、「宅地建物取引業法」上、宅地建物取引業に該当する。

〔N o. 24〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、新築住宅の「建設工事の請負人である建設業者」又は「売主である宅地建物取引業者」は、原則として、瑕疵担保保証金の供託又は瑕疵担保責任保険契約の締結のいずれかを行わなければならない。
2. 「都市計画法」上、町村の都市計画施設の区域内において、木造平家建、延べ面積150㎡の住宅を改築しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
3. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、新築住宅の売買契約において、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵担保責任の期間は、注文者又は買主に引き渡した時から20年以内とすることができる。
4. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、木造2階建、延べ面積500㎡の共同住宅の新築工事は、原則として、分別解体等をしなければならない。
5. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、認定事業者は、当該計画の認定を受けた計画に係る耐震改修の事業の完了の予定年月日を4月延長しようとするときは所管行政庁の変更の認定を受けなければならない。

[No. 25] 次の記述のうち、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする共同住宅の規模は、原則として、住戸の少なくとも1の階の床面積(階段部分の面積を除く。)が40 m²以上であり、一戸の床面積の合計(共用部分の床面積を除く。)が55 m²以上でなければならない。
2. 所定の理由により譲受人を決定する前に単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請する分譲事業者は、当該計画に建築後の住宅の維持保全に係る資金計画を記載しなくてもよい。
3. 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者(その地位を承継した者も含む。)は、当該住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
4. 長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする住宅の維持保全の期間は、建築後30年以上でなければならない。
5. 認定を受けた長期優良住宅建築等計画のうち、住宅の建築に関する工事の完了予定時期が4月遅れる場合には、所管行政庁の変更の認定を受けなければならない。